

令和4年度

水防計画書

佐賀県 三養基郡 みやき町

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	水防組織	3
第 3 章	水防体制	6
第 4 章	水防活動	7
第 5 章	水位（潮位）の通報	10
第 6 章	水防通信	11
第 7 章	水防信号	12
第 8 章	避難計画	14
第 9 章	重要水防区域及び危険区間	15
第 10 章	水防資材	21
第 11 章	河川工作物	22
第 12 章	その他	24

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、佐賀県知事から指定された指定水防管理団体たる みやき町が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、町内の河川、ため池等の水災を警戒し、防ぎよし及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

- 1 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）
水防の責任を有する「みやき町」。
- 2 水防管理者（法第 2 条第 3 項）
水防管理団体の市町の長である「みやき町長」。
- 3 水防本部長
水防を統括するため本部をみやき町庁舎に置き、本部長は「町長」。
- 4 量水標等
量水標その他の水位観測施設をいう。
- 5 洪水予報河川（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項）
国土交通大臣又は県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。
- 6 水位周知河川（法第 13 条）
国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。
- 7 水防警報（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）
河川について洪水又は高潮により災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は県知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- 8 水位到達情報
水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報及び氾濫発生情報のことをいう。
 - (1) 【警戒レベル 1 相当】水防団待機水位（指定水位）（法第 12 条第 1 項）
各水防機関が水防体制に入る水位であり、量水標等の設置されている地点ごとに定める。
 - (2) 【警戒レベル 2 相当】氾濫注意水位（警戒水位）（法第 12 条第 2 項）
水防団の出動の目安となる水位であり、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位をいう。

(3) 【警戒レベル3相当】避難判断水位

町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民に対し氾濫に関して注意喚起する水位である。

(4) 【警戒レベル4相当】氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（法第13条第1項及び第2項）

町長の避難指示の発令判断の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(5) 【警戒レベル5相当】氾濫発生

9 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第3節 水防管理団体の責任

町内における水防体制の確立をはかり、区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

第4節 指定水防管理団体

みやき町は、知事が指定した水防上の公共の安全に重大な関係がある水防管理団体である。

第5節 安全配慮

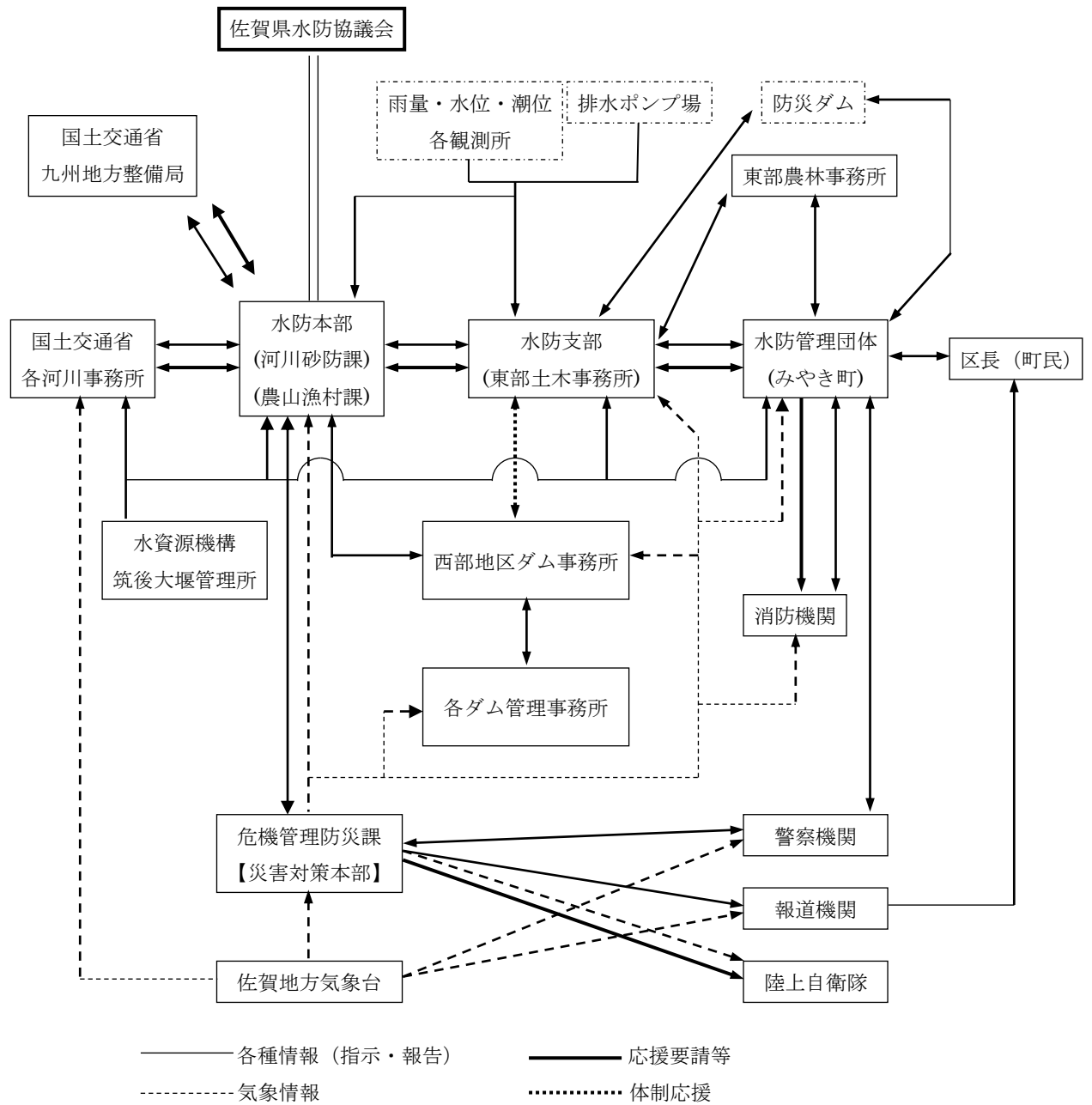
洪水等において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第 2 章 水 防 組 織

第 1 節 水防組織

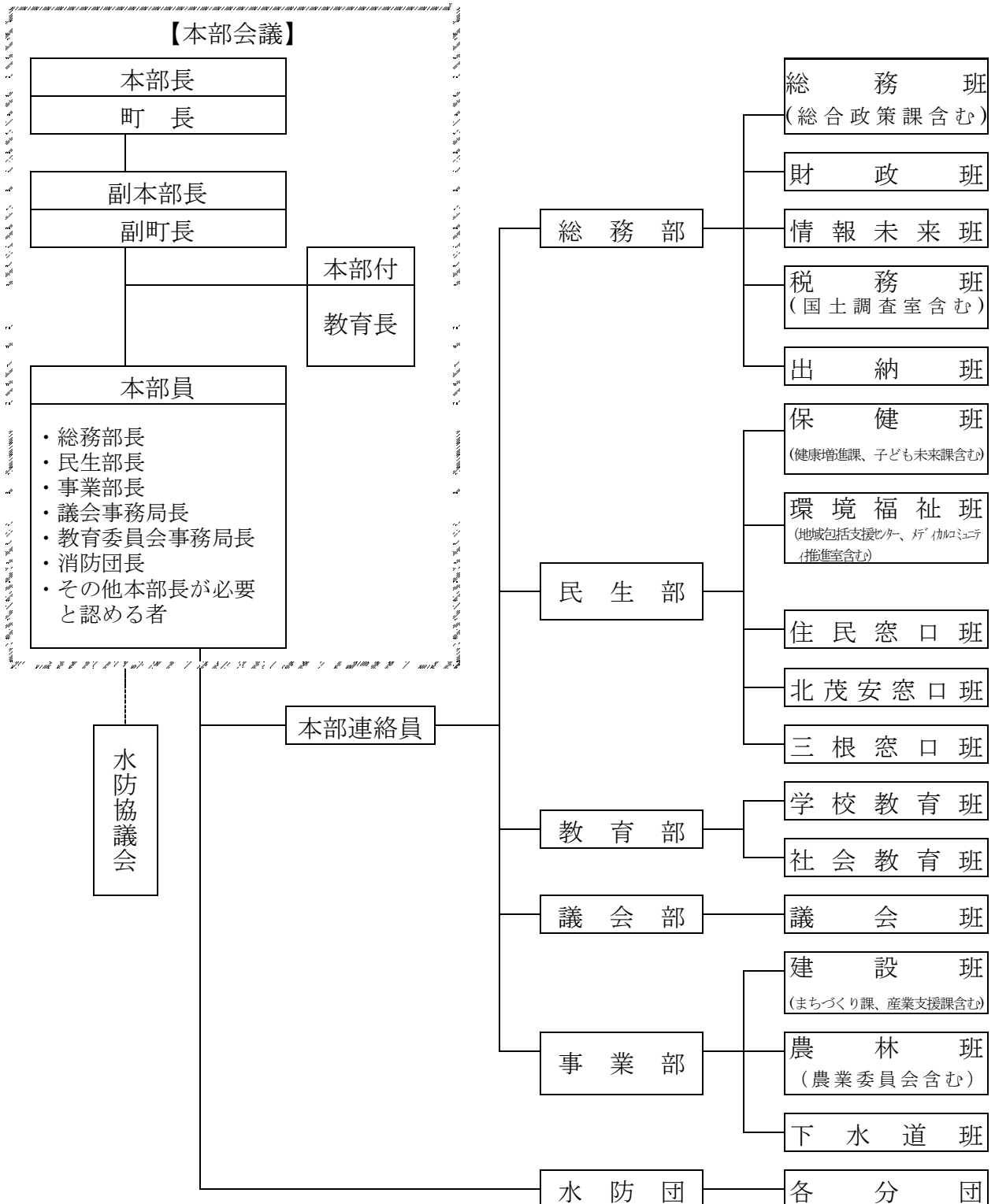
- 1 水防作業を実施するため水防本部を設置する。
- 2 水防本部は、みやき町総務課に置く。
- 3 水防本部は町長を本部長とし、みやき町の職員及び水防団員をもって編成する。

(1) 水防体制



(2) 水防本部の編成及び分担任務

ア 水防本部の編成



イ 各班の分掌事務

総務班……本部会議、職員の動員、各班との連絡調整、避難情報の発令、災害情報及び被害状況の取りまとめ、情報の収集伝達、被害報告、自衛隊派遣要請、災害広報、その他他班に属さない一般庶務、被災証明の発行等

- 財 政 班……庁舎避難所の開設、庁用車両の管理、燃料の確保、救援物資の調達・管理、災害対策予算の編成等
- 情報未来班……総務班の応援、報道機関に対する災害情報等の提供、災害記録の収集・保管、商工団体との連絡調整、商工観光施設の被害調査報告及び応急対策、被災商工者の金融対策等
- 税 務 班……救援物資等の仕分け・配分、住家被害調査、納税猶予及び減免措置、被災者等の搬送、物資の輸送等、罹災証明の発行等
- 出 納 班……災害見舞金・義援金の受付・保管・配分等
- 保 健 班……災害時の医療・助産活動、医薬品等の供給確保、医療機関等との連絡調整、感染症対策、医療機関等の被害調査報告、管理施設の被害調査報告及び応急対策、被災者の健康管理等
- 環境福祉班……廃棄物の処理、し尿処理、管理施設の被害調査報告及び応急対策、水道事業者との連絡調整、飲料水の確保等並びに、日赤との連絡調整、ボランティア活動の支援、民生委員との連絡調整、管理施設の被害調査報告及び応急対策、災害時要援護者の保護等
- 各 窓 口 班……住民相談、災害広報
- 学校教育班……児童生徒の安全確保・避難及び応急教育、管理施設の被害調査報告及び応急対策、管理施設避難所の開設、炊き出しの協力、臨時ヘリポートの開設、学用品の供給等
- 社会教育班……管理施設の被害調査報告及び応急対策、管理施設避難所の開設、文化財の被害調査報告及び応急対策等
- 議 会 班……議会との連絡調整、住民窓口班の応援等
- 建 設 班……公共土木施設の被害調査報告及び応急対策、応急土木資機材の確保、町内建設業者との連絡調整、水防活動の協力、仮設住宅の建設管理、危険箇所への巡視、水位の観測、管理施設の被害調査報告及び応急対策等
- 農 林 班……農地・農業施設の被害調査報告及び応急対策、農業関係機関との連絡調整、食料の調達・仕分け・配分、被災家畜の防疫及び診断、死亡獣畜の処理、被災農業者の金融対策等
- 下 水 道 班……下水道施設の被害調査報告及び応急対策、仮設トイレの設置等
- 水 防 団……水防活動、避難者の誘導、救助及び救出等

第2節 みやき町水防協議会

水防法に基づき、町の水防計画、その他水防に関し重要な事項を審議するため、みやき町水防協議会（平成17年みやき町条例第133号）を設置する。

第3節 水防計画の策定

- 1 みやき町水防管理団体は、みやき町水防協議会に諮って県の水防計画に準じ水防計画書を作成し、東部土木事務所を経由して知事に協議するものとする。
- 2 水防計画書は、鳥栖警察署に送付しなければならない。

第3章 水防体制

第1節 水防本部の配備

1 水防本部の配備要領

本部長は、水防団（消防団）並びに町職員を、常時勤務から水防体制への切替えを
確実迅速に行うため、事態に即応して、配備体制を次の3段階に分け行う。

（1）第1配備（準備）体制

少数の水防団員（消防団員）及び町職員をもってこれにあたり、主として情
報連絡活動を行い、事態の推移により直ちに招集、その他の活動ができる体制。

（2）第2配備（警戒）体制

約半数の水防団員（消防団員）及び町職員をもってこれにあたり、連絡活動
を行い水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制。

（3）第3配備（非常）体制

全員の水防団員（消防団員）及び町職員をもって水防活動にあたる体制。

2 配備につく時期は、水防本部長が次の基準により指令する。

（1）第1配備（準備）指令

大雨注意報、洪水注意報等、水防に関係のある気象の注意報を受け具体的水
防活動を必要とするまでにはまだかなり時間的余裕があると判断される場合で、
必要と認めるとき準備体制に入るように出す指令。

（2）第2配備（警戒）指令

大雨警報、洪水警報等水防に関係のある気象の警報を受け水防事態発生が予
想されるとき警戒体制に入るように出す指令。

（3）第3配備（非常）指令

事態が切迫し、第2配備では処理困難な場合に発する指令。

※この指令は、事態に応じ準備指令から直ちに非常指令を発することもある。

第4章 水防活動

第1節 監視及び警戒

1 常時監視

(1) 水防管理者は、水防団（消防団）に所管水防区域内を巡回させ、水防に万全の策を講じなければならない。

(2) 水防団（消防団）は、所管水防区域内を巡回し、危険箇所を発見した場合は直ちに水防管理者に報告しなければならない。

2 非常警戒

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに水防団（消防団）に対し、その通報を通知し、河川及び水門、樋管等の巡視を行うよう指示する。

また、水防本部長は、河川等の異常を発見したときは直ちに東部土木事務所長及び県水防本部長に連絡するとともに水防作業を開始する。

3 警戒区域の設定

水防活動上必要があるときは、水防管理者は警戒区域を設定し、関係者以外の立入を禁止若しくは制限し、又はその区域から立ち退きを命ずることができる。

第2節 決壊の通知及び決壊の処理、立ち退きの指示

堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者は直ちに関係者に通知しなければならない。

また、決壊後といえども出来る限り、氾濫等による被害が拡大しないように応急措置を講じなければならない。

なお、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者はその区域内の居住者に立ち退きを指示することができる。但し、水防管理者が立ち退きを指示するときは、鳥栖警察署長にその旨通知する。

第3節 立ち退き避難指示予定場所

立ち退き避難指示予定場所は次のとおりである。

避難場所	収容人員
中原庁舎	1,800人
中原小学校	2,400人
中原中学校	2,200人
三養基高校	3,300人
中原体育館	1,100人
なかばる紀水苑（福祉避難所）	300人
みやき町庁舎 防災センター （一時避難所）	100人
北茂安小学校	3,100人
北茂安中学校	2,500人
みやき町コミュニティーセンター	730人
光風会病院パレット（福祉避難所）	15人
みやき町農村環境改善センター	500人
三根庁舎	1,400人
三根体育館	560人
三根東小学校	1,700人
三根西小学校	1,700人
三根中学校	1,700人
花のみね（福祉避難所）	200人
花のみね式番館（福祉避難所）	100人

第4節 水防作業

1 工 法

工法を選ぶにあたっては、迅速かつ効果的に現場に即応した工法を行う。

2 応 援

- (1) 水防管理者は水防作業に必要なを認めるときは、他の水防管理団体に応援を求めることができる。
- (2) 水防管理者は、必要があるときは、一般居住者又は現場にいる者を水防作業に従事させることができる。
- (3) 水防管理団体は、隣接する水防管理団体と協力、応援等水防事務に関し予め相互協力協定をしておかなければならない。
- (4) 事態が困難をきわめて大規模の応援を必要とするときは、自衛隊の出動を知事に要請する場合もある。
- (5) 水防管理者は、水防上必要な場合、警察署長に対し警察官の出動を要請することができる。
- (6) 筑後川下流地区の水防管理については、昭和33年5月16日に福岡県と佐賀県において応援協定をしている。

第5節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 5 章 水位（潮位）の通報

第 1 節 観測状況の報告

1 観測用水位施設の所在地は次のとおりである。

河川名	位 置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫危険水位から 天端までの 余 裕 高	観測者	電話
寒水川	簗原 (中川原橋)	1.00m	1.30m	—	—	1.50m	東部土木 事務所	(0942) 83-4176
	中津隈東 (中津隈8号橋)	1.50m	1.70m	1.90m	2.40m	3.10m	テレ メータ	—
	江口 (西寄橋)	1.80m	2.20m	2.90m	3.80m	1.80m	東部土木 事務所	(0942) 83-4176
	江口 (田島橋)	1.30m	1.80m	—	—	1.70m	みやき町 建設課	(0942) 96-5531
通瀬川	東尾 (小原橋)	1.00m	1.10m	1.20m	1.60m	0.60m	テレ メータ	—
	東尾 (南通瀬橋)	TP 3.30m	TP 3.60m	TP 3.95m	TP 4.25m	1.40m	東部土木 事務所	(0942) 83-4176
切通川	江迎 (九丁分橋)	2.80m	3.10m	—	—	1.50m	東部土木 事務所	(0942) 83-4176

第 6 章 水 防 通 信

第 1 節 電気通信施設の優先利用

- 1 水防関係で緊急を要する連絡は、有線電気通信法第 8 条の規定により、優先的に取り扱うことができる。
- 2 NTT の電話が利用できないときは、県の防災行政無線を利用することができる。

(1) 県 庁 (代表 0952-24-2111)

課 名	局 番	電話番号	県防災行政無線
河川砂防課	0952	25-7161	8-8-741
危機管理防災課	〃	25-7026	8-8-733
危機管理センター	〃	23-2211	8-8-711
水防情報室	〃	25-7173	8-8-7871

(2) 県出先機関、その他

事業所名	局 番	電話番号	県防災行政無線
東部土木事務所	0942	83-4176	8-8-80-530
東部農林事務所	0952	55-9760	8-8-52-651
佐賀県警察本部	〃	24-1111	8-8-743
鳥栖警察署	0942	83-2131	
鳥栖・三養基消防本部	〃	85-0119	
佐賀地方气象台	0952	32-7027	8-8-771
筑後川河川事務所	0942	33-9131	8-732-351
佐賀河川事務所	0952	41-8801	8-735-341
目達原駐屯地	0952	52-2161	

(3) 近隣市町

市町名	局 番	電話番号	県防災行政無線
鳥栖市	0942	85-3500	9-203-3506
基山町	〃	92-2011	9-341-311
上峰町	0952	52-2181	9-345-232
神埼市	〃	52-1111	9-210-1218
吉野ヶ里町	〃	53-1111	9-327-1201
久留米市	0942	30-9000	

3 水位及び潮位観測（本町関係分）

河川名	筑後川	
事務所名	筑後川河川事務所	
量水標位	久留米市瀬下町字浜町上	
水防団待機水位（指定水位）	3.50 m	
氾濫注意水位（警戒水位）	5.00 m	
避難判断水位	6.80 m	
氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	7.10 m	
既往最高水位	9.02 m（S28年6月）	
堤防高	右岸	11.00 m
	左岸	11.00 m
観測員	機械観測	

瀬の下における、筑後川の直近の状況はカメラ映像として筑後川河川事務所のホームページ（<http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo>）で見ることができる。

第7章 水防信号

第1節 水防信号

佐賀県水防信号及び標識に関する規則（昭和24年佐賀県規則第53号）に定める水防に用いる信号は次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第2信号 消防団に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○-休止 ○-休止 ○-休止 約 約 約 約 約 約 5 15 5 15 5 15 秒 秒 秒 秒 秒 秒
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○-休止 ○-休止 ○-休止 約 約 約 約 約 約 5 6 5 6 5 6 秒 秒 秒 秒 秒 秒
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	○-休止 ○-休止 ○-休止 約 約 約 約 約 約 10 5 10 5 10 5 秒 秒 秒 秒 秒 秒
第4信号	乱 打	○-休止 ○-休止 約 約 約 約 1 5 1 5 分 秒 分 秒
備 考	1. 信号は適宜の時間継続する。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3. 危険が去ったときは、その旨口頭伝達する。	

第 8 章 避難計画

第 1 節 避難情報

1 避難情報の発令

町は、次表のとおり避難情報の発令を行う。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

2 避難情報の内容

避難情報の発令は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難情報を発令する理由
- (3) 町の指定する避難場所
- (4) 避難時の留意事項等

第 9 章 重要水防区域及び危険区間

第 1 節 国土交通省、県関係の重要水防区間

1 国土交通省関係重要水防箇所

番号	河川名	地先名	左右岸別	位 置	延長(m)	予想される事態	水防工法	ランク
1	広 川	坂口	右	1K100～ 1K400	300	基礎地盤漏水	月の輪工	B
2	広 川	坂口	右	2K100～ 2K375	275	基礎地盤漏水	月の輪工	B
3	広 川	坂口	右	1K325～2K075	750	施工後 3 年以内 (令和 2 年度施工)		要注意
4	筑後川	坂口	右	16K620～16K700	70	越水、堤体漏水	積土俵 シート張工	B
5	筑後川	坂口	右	16K700～18K100	1,400	堤体漏水	シート張工	B
6	筑後川	坂口	右	18K375～18K700	325	堤体漏水	シート張工	B
7	筑後川	江口	右	24K475～24K710	235	施工後 3 年以内 (令和 2 年度施工)		要注意

○重要水防箇所判定基準

種別	重要度 (ランク)		要注意区間
	A (水防上最も重要な区間)	B (水防上重要な区間)	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあつては計画 高潮位) が現況の堤防高を超える 箇所	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあつては計画 高潮位) と現況の堤防高との差が 堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体 の変状の履歴 (被災状況が確認で きるもの) があり、類似の変状が 繰り返して生じている箇所 堤体の土質、法勾配等からみて 堤防の機能に支障が生じる堤体 の変状の生じるおそれがあり、かつ 堤防の機能に支障が生じる堤体 の変状の履歴 (被災状況が確認で きるもの) がある箇所 水防団等と意見交換を行い、堤 体漏水が生じる可能性が特に高い と考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体 の変状の履歴 (被災状況が確認で きるもの) があり、安全が確認さ れていない箇所、又は堤防の機能 に支障は生じていないが、進行性 がある堤体の変状が集中している 箇所 堤防の機能に支障が生じる堤体 の変状の履歴 (被災状況が確認で きるもの) はないが、堤体の土質、 法勾配等からみて堤防の機能に支 障が生じる堤体の変状の生じる恐 れがあると考えられる箇所 水防団等との意見交換を行い、 堤体漏水が生じる可能性が高いと 考えられる箇所	
基礎地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎 地盤漏水に関する変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) が あり、類似の変状が繰り返して生 じている箇所 基礎地盤の土質等からみて堤防 の機能に支障が生じる変状の生じ るおそれがあり、かつ堤防の機能	堤防の機能に支障が生じる基礎 地盤漏水に関する変状の履歴 (被災状況が確認できるもの) が あり、安全が確認されていない箇 所、又は堤防の機能に支障は生じ ていないが、進行性がある基礎漏 水に関する変状が集中している 箇所。	

	に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。

2 県関係重要水防区間のうち危険と予想される区間

番号	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	区 間	予想される事 態	水防工法	ラ ン ク
1	筑後川	切通川	左	50	上別当堰 <small>じょうべつとうげき</small> ～北茂安三田川線	破堤	積土俵	A
2	〃	〃	左	850	北茂安三田川線から上流850m	〃	〃	B
3	〃	〃	右	50	上別当堰 <small>じょうべつとうげき</small> ～北茂安三田川線	〃	〃	A
4	〃	〃	右	1,280	北茂安三田川線から上流1280m	〃	〃	B
5	〃	寒水川	左	60	土井手堰上流～北茂安三田川線	〃	〃	A
6	〃	〃	左	1,400	北茂安三田川線～石井橋	〃	〃	B
7	〃	〃	右	35	土井手堰上流～北茂安三田川線	〃	〃	A
8	〃	〃	右	1,500	北茂安三田川線～国道34号	〃	〃	B
9	〃	通瀬川	左	200	北茂安三田川線から上流200m	越水	〃	B

3 県関係重要水防区間のうち危険と予想される区間

番号	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	区 間	予想される事 態	水防工法	ラ ン ク
1	筑後川	寒水川	左	700	JR長崎本線～政所橋	越水	積土俵	B
2	筑後川	切通川	右	5,200	国道264号から筑後川合流点	越水	積土俵	C

○危険度評定基準

種別	危険度ランク	
	A（水防上特に重要な箇所）	B（次に重要な箇所）

堤防高 (流下能力)	・時間雨量30mm程度以下の流下能力しかない区間	・時間雨量30～50mm程度の流下能力しかない区間
堤体の 強度・断面	・堤防断面狭小で、堤防高に比較して堤防の上端が狭い区間（計画断面の1/2程度以下） ・堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績のあるもの又はそのおそれの高い区間	・堤防断面が不足している区間（計画断面の2/3程度以下の区間） ・工事後1年未満の盛土、埋戻区間 ・漏水の実績があり、これに対し応急措置が講じられる区間
水衝箇所	・洪水時水衝部となり堤防斜面保護工が破損、堤防の決壊又は決壊寸前程度の一部流出実績があり、再度被災のおそれのある区間	・低水、高水護岸が不完全と考えられる区間
深掘れ箇所	・堤脚又は護岸の根固めが深掘りされ、危険が予想される区間	・河床の低下が著しく護岸、堤脚等が深掘りされるおそれのある区間
その他	・横断工作物の設置時期が古く不慮の事故が予想される箇所又は工事中の箇所で危険が予想される箇所	・護岸工事が未施工又は工事中で危険が予想される箇所

第2節 洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路

番号	路線名	位置及び区間	道路幅員	日雨量100mmの場合の冠水状況			日雨量100mmの場合の冠水状況		
				延長 m	水深 cm	期間 時	延長 m	水深 cm	期間 時
1	江口東尾線	江口	10.5	1,000	30	24	1,000	50	48
2	早良中原停車場線	箕原 JR長崎本線高架下	14	0	0	0	60	20	4
3	市武神埼線	市武	3				100	40	24

第3節 水防警戒を要するため池

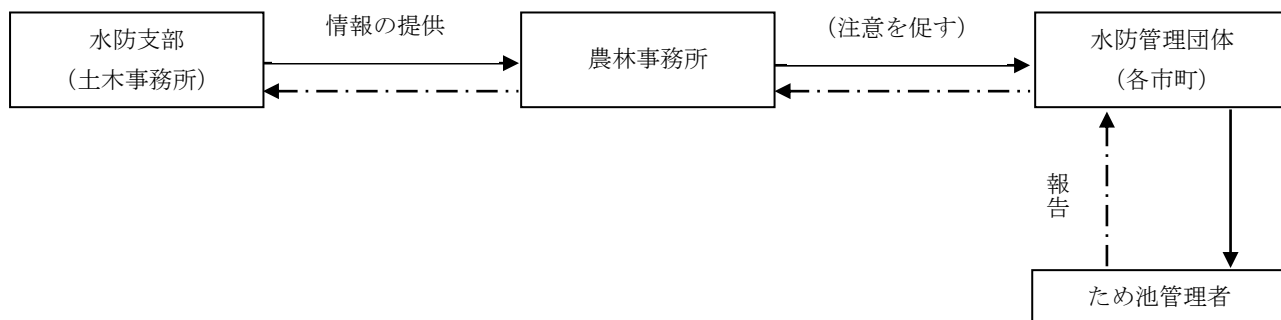
1 水防警戒を要するため池一覧

番号	溜池名	管理者名	要水防延長 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千 m^3)	堤高 (m)	満水面上の余裕高 (m)	対策水防工 法	要避難 民家数 (戸)	危険状況等
1	内香田(上)	耕地整理水利組合	65	0.6	12.0	10.0	3.5	土俵積		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
2	内香田(下)	箕原水利組合	60	0.9	27.0	11.1	1.2	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
3	外香田	耕地整理水利組合	166	1.5	45.4	7.4	0.9	〃	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
4	村内	香田区	48	0.3	3.9	3.7	1.2	〃	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
5	目明谷	山田、箕原水利組合	56	0.4	10.0	7.2	0.8	〃	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
6	吉原	耕地整理水利組合	65	0.9	12.5	6.9	0.9	〃	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)

7	新 堤	原古賀生産組合	154	3.0	150.0	15.6	4.2	〃	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
8	権現堤	上地区	76	0.6	10.8	5.7	1.1	〃	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
9	高柳東	高柳区	138	0.6	11.4	5.0	1.2	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
10	高柳西	高柳区	133	0.4	5.8	4.5	1.6	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
11	藤倉第二	上地区	55	0.6	9.0	3.4	0.9	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
12	上 地	上地区	113	0.5	4.5	3.0	1.10	〃	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
13	原古賀	原古賀区	302	0.4	4.0	2.6	0.8	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
14	栗 崎	姫方区	78	0.5	12.0	6.1	2.0	〃	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
15	畑 山	姫方区	40	0.3	3.3	3.4	1.2	土俵積	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
16	迎 田	中原区	56	0.04	2.8	2.8	1.2	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
17	東寒水	東寒水区	152	0.4	6.1	4.0	1.7	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
18	新 堤	中津隈区	75	1.0	18.0	5.0	1.0	〃	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
19	御茶屋	白壁区	250	2.5	60.0	9.0	3.5	〃	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
20	石貝第一	石貝区	95	1.0	21.0	5.7	1.4	〃	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
21	石貝第二	石貝区	90	1.6	38.4	6.7	1.7	〃	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
22	北尾第一	白壁区	55	0.4	7.6	4.2	0.45	〃	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
23	北尾第二	白壁区	30	0.3	3.9	3.5	0.8	〃	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
24	白 壁	白壁区	50	0.3	4.2	5.5	2.4	〃	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
25	新無第一	東尾区	50	0.5	5.0	2.4	0	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
26	新無第二	東尾区	35	0.2	2.8	4.0	1.0	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
27	金 原	東尾2生産組合	50	0.4	8.8	6.7	2.3	〃	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)
28	山の神	高柳区	41.5	0.1	1.3	11.5	1.2	〃		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点ため池)

2 ため池の連絡体制について

大雨洪水警報時や長期的降雨が予想される場合、農林事務所長は、水防支部（土木事務所）からの水防警報等の情報を参考として各関係市町に対し水防警戒を要するため池やそれ以外の危険なため池に対して注意を促す。



第4節 土砂災害危険箇所

	計			土石流危険溪流			急傾斜地崩壊危険箇所					
	I	II	III	I	II	III	I	II	III			
土砂災害危険箇所	74	19	54	1	17	12	4	1	57	7	50	

土石流危険溪流

I：被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流

II：被害想定区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流

土石流危険溪流に準ずる溪流

III：被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流

急傾斜地崩壊危険箇所

I：被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所

II：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる溪流

III：被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

	計		土石流		急傾斜	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
土砂災害警戒区域等の指定状況	93	83	19	18	74	65

第 10 章 水 防 資 材

第 1 節 水防倉庫備蓄現況

品目 名称	備蓄資材				備蓄器材					その他
	杭木	土のう	シート類	縄	掛矢	スコップ	鎌	ナタ	ペンチ類	照明器具
中原 水防倉庫		1,650 枚	50 枚	2 巻	1 本	13 本	3 丁	1 本	ペンチ 2 本	ハロゲンライト 4 個 懐中電灯 8 個 発電機 1 個
北茂安 水防倉庫	2m 200 本	2,800 枚			2 本	4 本				ハロゲンライト 4 個 懐中電灯 2 個 発電機 4 個
三根 水防倉庫		600 枚	4 枚	1 巻	8 本	9 本	2 丁			ハロゲンライト 2 個 懐中電灯 2 個 発電機 2 個

第 2 節 水防用土置場

番号	地区名	河川名	場所	左右岸別
1	西 尾	山ノ内川	江越農機資材置場前	—
2	〃	寒水川	西尾橋北記念碑	左岸
3	〃	〃	川端屋食料品店西	左岸
4	板 部	〃	お宮前	—
5	江 口	〃	田島橋北三叉路	左岸
6	東 分	〃	東分農村公園北の倉庫西	—
7	田 島	〃	東西橋北400m	左岸
8	中津隈西	切通川	石橋北	左岸
9	〃	〃	石橋南	左岸
10	〃	〃	原善明宅東	右岸
11	田 中	〃	上田橋東250m	左岸
12	東 尾	通瀬川	通瀬川 2 号橋	右岸
13	〃	〃	通瀬橋北	左岸
14	西大島	〃	南通瀬橋	左岸
15	石 貝	〃	県道幹線水路三叉路	—
16	白 壁	〃	納骨堂	—
17	座主野	〃	座主野橋北側	右岸

第 1 1 章 河川工作物

第 1 節 排水ポンプの現況

河川名	名称	位置	ポンプ台数	総排水能力	管受託者	管理者	操作者
切通川	江見上流排水ポンプ	久留米市 下田	3台 169kw	43,200m ³ /h	神埼市	神埼市課	神埼市課
切通川	江見下流排水ポンプ	神埼市 千代田町	3台 176kw	43,200m ³ /h	〃	神埼市課	神埼市課
切通川	江見排水ポンプ	みやき町 東津	2台 235kw	25,200m ³ /h	みやき町	建設課管理担当	建設課管理担当
開平江	寒水川排水ポンプ	みやき町 坂口	4台 270ps	61,920m ³ /h	〃	建設課管理担当	建設課管理担当
古川	古川排水ポンプ	みやき町 豆津	3台 240kw	36,720m ³ /h	久留米市	久留米市 河川課	久留米市 河川課
通瀬川	通瀬川機場	みやき町 東尾	2台 490kw	18,000m ³ /h	—	国土交通省 佐賀河川事務所	国土交通省 佐賀河川事務所
切通川	切通川機場	みやき町 中津隈	2台 1,379kw	36,000m ³ /h	—	国土交通省 佐賀河川事務所	国土交通省 佐賀河川事務所
通瀬川	通瀬川排水ポンプ	みやき町 江口	3台 500ps	64,800m ³ /h	みやき町	建設課管理担当	建設課管理担当
広川	坂口排水ポンプ場	みやき町 坂口	2台 22kw	1,440m ³ /h	坂口区	みやき町 産業課	みやき町 産業課

第 2 節 水こう門可動せきの現況

河川名	名称	位置	形状寸法	管受託者	操作者	連絡先	操作方法	全扉に 要する 時間	管理 状況
古川	古水川門	みやき町 江口	巾4.00m 高3.60m 2門	久留米市	久留米市 河川課	(30) 9075	電動	10分	良
江口川	江樋管	みやき町 江口	巾3.25m 高3.25m 1門	みやき町	建設課管理担当	(96) 5531	手動	20分	良
寒水川	寒水川水門	みやき町 江口	巾15.70m 高10.94m 2門	みやき町	建設課管理担当	(96) 5531	電動	33分	良
寒水川	寒水川放水路分岐水門	みやき町 江口	巾2.00m 高2.00m 1門	佐賀県	東部土木事務所 管理課	(83) 4176	電動	7分	良

通瀬川	通瀬川 水門	みやき町 江口	巾12.50m 高4.47m 2連 鋼製ローラーゲート	みやき町	建設課管理担当	(96) 5531	電動	15分	良
安武川	天建寺 樋管	みやき町 土井外	巾2.50m 高2.50m 2連	みやき町	建設課管理担当	(96) 5531	発動機	8分	良
開平江	下田 水門	みやき町 坂口	巾4.40m 高4.54m 4門	みやき町	建設課管理担当	(96) 5531	電動	10分	良
切通川	江見 水門	みやき町 東津	中央1連 巾8.00m 高9.50m 両側2連 巾8.00m 高7.50	みやき町	建設課管理担当	(96) 5531	電動	20分	良
切通川	江見手 水門	神崎市 千代田町	巾15.00m 高9.83m 2門	神崎市	神崎市 建設課	0952 (37) 0103	電動	5分	良

第 1 2 章 そ の 他

第 1 節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長（消防団長）は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記（1）から（4）（（2）における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される次に示す証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

<p>公用負担命令権限書</p> <p>氏名 _____</p> <p>上記の者に _____ 区域における水防法第28条 第1項の権限行使を委任したことを証明する。</p> <p>令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>みやき町水防管理者</p> <p>氏名 _____ ㊟</p>
--

3 公用負担命令書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、原則として次に示す証票2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第	号			
		公用負担命令書		
	目的物	種類		員数
	水防法第28条第1項により使用（収用処分）する。			
	令和	年	月	日
	みやき町水防管理者			
		氏名		④
		様		

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を報告様式1及び2により、すみやかに水防支部（東部土木事務所）に報告するものとする。

みやき町水防管理団体（ 月分）

出水の概況	川	警戒水位	m	雨量	mm						
水防実施箇所	左岸	川	右岸	地先	m						
日時	自	月	日	時	至	月	日	時			
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計							
水防作業の概況及び工法	箇所工法										
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他		
	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人			
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人			
使用資器材	かます、俵				居住者の出動状況						
	万年、土俵										
	なわ										
	丸太				水防関係者の死傷						
	その他										
					雨量 水位の 状況						
水防活動に関する自己批判											
備考											

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

報告様式2

令和〇年大雨・台風〇号における水防活動
 (佐賀県みやき町消防団〇〇分団・令和〇年〇月〇日～〇日)

〇概要

みやき町消防団〇〇分団、令和〇年〇月〇日、(台風〇号の影響に伴う)集中豪雨に際し、述べ〇部隊〇名が出動。町内では1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(〇袋) ・避難誘導(〇世帯) ・排水事業(〇件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

左岸(〇〇地先)
堤防巡視

